

## はじめに

飲酒運転を許さない環境づくりにはお店をはじめ、接客するみなさんに飲酒運転の現状を知っていただき、「お客様に飲酒運転をさせない」という「飲酒運転根絶意識」をもって取り組んでいただくことが重要です。



飲酒運転の死亡事故率は、飲酒していない場合に比べ約8.4倍、酒酔いでは約14倍と極めて高くなっています(平成29年中の警察庁事故統計にもとづく)。



▲飲酒運転根絶 啓発ポスター



▲飲酒運転根絶バッジ 和歌山県

▲飲酒運転根絶バッジ



▲飲酒運転根絶宣言スタッカー

## 来店時の対応

## STOP

### Case 1 お一人のお客様

「お車でご来店ですか？」  
「お酒をお召し上がりになりますか？」

お客様が車で来たかどうかを確認しましょう。お車で来店された場合は、お酒を出してはいけません。ご家族が迎えに来る、運転代行を利用するなど、帰宅方法を確認してからお酒を提供してください。



お客様に応じて  
いただけない場合は



「運転代行を利用する、ご家族などに迎えに来ていただく、ハンドルキーパーを決めていただく(グループの場合)ことのお約束がない限り、お酒をお出しすることはできません」

飲酒運転根絶の取り組みが強化されていること、道路交通法により店にも責任が生じることなどを説明し、理解を求めてください。

### Case 2 グループのお客様

「お車でご来店ですか？」  
「帰りはどなたが運転なさいますか？」

お客様が車で来たかどうかを確認しましょう。お車で来店された場合は、帰りの運転者を確認し、その方にはお酒を出してはいけません。同じグループのお客様にも運転者にもお酒を勧めないようにお願いしてください。運転する人には目印としてリボンやバッジなどを着用していただきます。お店にとっては運転する人が確認しやすく、お客様には意識づけになります。



### Check 1 店内での対応

ハンドルキーパーのお客様が飲酒していないか確認しましょう。飲酒していた場合は、あらかじめ「運転代行を呼ぶか、誰かに迎えに来てもらうか」確認してください。確認がとれない場合は、それ以上お酒を出してはいけません。お店の責任者と協力のうえ、粘り強く説得してください。

#### ハンドルキーパー運動

ハンドルキーパーとは、自動車で仲間と飲食店などに行く場合に、お酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける人のことです。

今日のハンドルキーパーさんは?



ハンドルキーパー




▲ハンドルキーパーバッジ

### Check 2 退店時の対応

お客様が確認した方法でお帰りになるよう、お声がけしましょう。運転代行業者の紹介などに努めましょう。お客様が飲酒したにもかかわらず、

運転して帰ろうとする場合は、お店の責任者と協力のうえ、説得を続けてください。説得に応じず、運転して帰ろうとするときは、車種、ナンバーなどを110番や管轄の警察署に通報してください。



STOP 

### 【 飲酒運転の危険性 】

アルコールの影響により、安全運転に必要な判断力、抑制力、運動能力、視力や聴力の低下、精神状態の悪化が起ります。

- 気が大きくなり、道法意識が低下して交通規則を守らず、運転操作が乱暴になる。無謀運転をしてしまう。
- 標識や障害物、歩行者、自転車、対向車などを見落としたり、発見が遅れたりする。
- 反応時間が遅れ、的確なハンドルやブレーキ操作ができなくなる。

飲酒運転は運転者だけでなく、道路交通法により周辺者も罰せられます。周辺者とは次の三者です。

- ▶ 酒類提供者 .. 運転者に酒類を提供した者
- ▶ 車両提供者 .. 運転者に車を提供した者
- ▶ 同乗者 .. 飲酒運転の車に同乗した者

#### 酒類提供者の罰則

酒類の提供を受けた者が酒酔い運転した場合

**3年以下の懲役**

または **50万円以下の罰金**

酒類の提供を受けた者が酒気帯び運転した場合


**2年以下の懲役**

または **30万円以下の罰金**

### 【 飲酒運転根絶の取り組みを紹介 】

交通安全協会のホームページで飲酒運転根絶に積極的に取り組んでいたお店を掲載。また、優れた取り組み事例については交通啓発イベントなどの場において表彰することがあります。安全な社会、安心に対する取り組みは企業の責任でもあるうえ、企業自身のコンプライアンスを高めることにもつながります。



和歌山県交通安全協会 



### 来店したお客様が 飲酒運転 しそうなときは

お客様が飲酒運転をするおそれがあるときは、お店の責任者に連絡し、責任者の方からお客様に声かけをしていただき、飲酒運転を制止してください。声かけが間に合わず、飲酒運転をしそうなときは警察に通報をお願いします。通報は最寄りの警察もしくは110番へお願いします。

#### 通報時の必要事項

- 運転者の特徴 ● 年齢 ● 性別 ● 服装
- 乗車人員 ● 車種 ● 色 ● ナンバーなど

#### 和歌山県内警察署連絡先

- 橋本警察署 ☎0736-33-0110
- かつらぎ警察署 ☎0736-22-0110
- 岩出警察署 ☎0736-63-0110
- 和歌山東警察署 ☎073-475-0110
- 和歌山西警察署 ☎073-424-0110
- 和歌山北警察署 ☎073-453-0110
- 海南警察署 ☎073-482-0110
- 有田警察署 ☎0737-83-0110
- 湯浅警察署 ☎0737-64-0110
- 御坊警察署 ☎0738-23-0110
- 田辺警察署 ☎0739-23-0110
- 白浜警察署 ☎0739-43-0110
- 串本警察署 ☎0735-62-0110
- 新宮警察署 ☎0735-21-0110

(一財)和歌山県交通安全協会

和歌山作西1番街 交通センター内 ☎073-473-1710 <http://www.wtca.jp/>

制作協力 / 和歌山県・JA共済



# 飲酒運転 ゼロをめざす 接客マニュアル



和歌山県警察 / 和歌山県交通安全協会